

■特養料金表

1ヶ月（31日）当たりの料金の目安

R6.8.1から

		要介護度				
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
負担限度額	第1段階	33,616 円	36,182 円	38,858 円	41,425 円	43,954 円
	第2段階	47,876 円	50,442 円	53,118 円	55,685 円	58,214 円
	第3段階①	55,936 円	58,502 円	61,178 円	63,745 円	66,274 円
	第3段階②	77,946 円	80,512 円	83,188 円	85,755 円	88,284 円
	第4段階	97,476 円	100,042 円	102,718 円	105,285 円	107,814 円

■特養料金表（内訳）

<サービス利用料>

31日当たりの利用料金[単位×10.54円（地域区分）]

要介護度	単位数	負担金額		
		1割	2割	3割
要介護1	589	21,700 円	43,218 円	64,827 円
要介護2	659	23,896 円	47,792 円	71,688 円
要介護3	732	26,281 円	52,562 円	78,844 円
要介護4	802	28,568 円	57,137 円	85,705 円
要介護5	871	30,823 円	61,646 円	92,469 円

<別途加算>

31日当たりの利用料金[単位×10.54円（地域区分）]

		単位数	負担金額		
			1割	2割	3割
看護体制加算(Ⅰ)	1日毎	6単位	196 円	392 円	588 円
看護体制加算(Ⅱ)	1日毎	13単位	424 円	849 円	1,274 円
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	1日毎	22単位	718 円	1,437 円	2,156 円
個別機能訓練加算(Ⅰ)	1日毎	12単位	392 円	784 円	1,176 円
個別機能訓練加算(Ⅱ)	1月毎	20単位	21 円	42 円	63 円
ADL維持等加算(Ⅰ)	1月毎	30単位	31 円	63 円	94 円
ADL維持等加算(Ⅱ)	1月毎	60単位	63 円	126 円	189 円
栄養マネジメント強化加算	1日毎	11単位	359 円	718 円	1,078 円
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	1月毎	3単位	3 円	6 円	9 円
排泄支援加算(Ⅰ)	1月毎	10単位	10 円	21 円	31 円
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	1月毎	40単位	42 円	84 円	126 円
生産性向上推進体制加算	1月毎	10単位	10 円	21 円	31 円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1日毎	6単位	196 円	392 円	588 円
ベースアップ等支援加算	1月毎	1.6%	左記の3つは令和6年6月より一本化され13.6%となります。		
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月毎	8.3%			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	1月毎	2.3%			

<入所時に算定される加算>

初期加算	入所時より1日30単位で30日間のみ算定される場合があります。 負担額：948円（1割） 1,897円（2割） 2,845円（3割）
安全対策体制加算	入所時に1回のみ20単位が算定されます。

<看取り加算>

看取り介護加算（Ⅰ）※施設外で死亡した場合

死亡日以前31日以上、45日以下	1日につき72単位
死亡日以前4日以上、30日以下	1日につき144単位
死亡日以前2日または3日（前日及び前々日）	1日につき680単位
死亡日	1日につき1,280単位

看取り介護加算（Ⅱ）※施設内で死亡した場合

死亡日以前31日以上、45日以下	1日につき72単位
死亡日以前4日以上、30日以下	1日につき144単位
死亡日以前2日または3日（前日及び前々日）	1日につき780単位
死亡日	1日につき1,580単位

施設内でお亡くなりになられた場合は、看取り介護加算（Ⅱ）となります。

また、看取り期において医師が緊急対応を行った場合、配置医師緊急時対応加算が加算される場合があります。

	単位数	負担金額		
		1割	2割	3割
配置医師緊急時対応加算(時間外)	325	342円	685円	1,027円
配置医師緊急時対応加算(早朝・夜間)	650	685円	1,370円	2,055円
配置医師緊急時対応加算(深夜)	1,300	1,370円	2,740円	4,110円

<外泊時在宅サービス利用費用>

1日につき246単位を月6日を限度で算定。

ご入院等何らかの理由で外泊された場合、上記の加算を算定させていただきます。

※外泊の初日と最終日については算定致しません。

※30日を超えた入院後は初期加算が再度算定される場合があります。

<居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)>

■令和6年8月1日から(多床室)

(日 額)

対象者		区分	利用者負担	
			居住費	食費
生活保護受給の方				
世帯 全員が	市町村民税非課税の 老年福祉年金受給の方	段階1	0円	300円
	市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円以下の方	段階2	370円	390円
	非課税かつ本人年金収入等が80万円 超120万円以下	段階3-1	370円	650円
	非課税かつ本人年金収入等が120万円 超	段階3-2	370円	1,360円
世帯に課税の方がいるか、 本人が市町村民税課税		段階4	915円	1,445円